

最高裁秘書第3556号

令和元年7月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の理由により是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

#### 記

##### 1 苦情の申出の内容

###### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、全国の家庭裁判所に対し、平成31年1月、成年後見人は原則として親族が望ましいなどと通知した文書

###### (2) 苦情の申出がされた日

平成31年4月17日付け（同月19日受付）

##### 2 判断の理由

苦情の申出の内容及びその添付書面により、開示申出人が開示を求める司法行政文書が明らかとなつたため。